

人権が尊重される社会づくり推進賞表彰要綱

平成 2 5 年 4 月 1 日
宮崎県人権啓発推進協議会

(目的)

第 1 条 この表彰は、宮崎県人権啓発推進協議会（以下「協議会」という。）の会員（以下「会員」という。）のうち、人権尊重及び人権啓発の取組を積極的に行っている企業・団体等を表彰することにより、企業・団体等における人権啓発活動の促進を図り、人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(表彰者)

第 2 条 表彰者は、会長とする。

(表彰の対象者)

第 3 条 表彰の対象者は、人権尊重及び人権啓発の取組（会員の支店、営業所、部署等の単位での取組を含む。）が他の模範と認められる会員とする。

(被表彰者の選定基準)

第 4 条 被表彰者の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 過去 5 年以上にわたり率先して人権尊重及び人権啓発の取組を行い、引き続き現在も行っている会員であること。
- (2) 以下の取組において顕著な功績があった会員であること。
 - ア 職場内外での人権意識の高揚及び人権に配慮した取組
 - イ 協議会等が行う人権啓発活動への支援及び協力

(被表彰候補者の推薦手続)

第 5 条 被表彰候補者の推薦手続は、次のとおりとする。

- (1) 会員及び協議会事務局は、被表彰候補者の推薦（会員は自薦又は他薦を問わない。）を行うことができる。
- (2) 推薦は、会員にあつては別記様式第 1 号により、協議会事務局にあつては別記様式第 2 号により推薦書を作成し、会長に提出することにより行うものとする。

(被表彰者の決定)

第 6 条 被表彰者は、推薦された被表彰候補者で、協議会の幹事会による審査の結果、過半数の賛成を得た者の中から、会長が決定する。

2 被表彰者数は、各年度 3 者以内とする。

(表彰の方法)

第 7 条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第 8 条 表彰は、年 1 回、協議会が別に定める日に行うものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 8 月 3 日から施行する。